障害のある人に対する理解を広げよう



「障害者差別解消法」をご存知ですか?

正確には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。 障害のある人もない人も障害によって分け隔でられることなく、お互いに人格やでは、共に生きる社会をでして作られました。



千葉県マスコットキャラクタ-「チーバくん」

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止しています。

千葉県には障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例があります

障害者差別解消法に先立ち、千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(以下「障害者条例」という)」があります。この障害者条例と障害者差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めていきましょう。





じょうがい りゅう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法の目的

まうりつ しょうがい ひと たい ふとう さべってきとりあつか ごうりてきはいりょこの法律は、「障害のある人に対する不当な差別的取扱い」と「合理的配慮 さべつ きてい くに しちょうそん ぎょうせいきかん の不提供」を差別と規定しています。国や市町村などの行政機関や、会社や さべつ みんかんじぎょうしゃ かいしょう お店などの民間事業者などに差別の解消に向けた取組を求めることで、 ひと ひと しょうがい 障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに じんかく こせい そんちょう あ じんかく こせい そんちょう ぁ とも い しゃかい 人格や個性を尊 重し合い、共に生きる社会をつくることを目指しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法における言葉の意味

ひと しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しょうがい 障害のある人・・・障害のある人で社会的障壁により継続的に日常生活又 しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものです。 しょうがいしゃてちょう

じぎょうしゃ たいしょう じぎょうしゃ こじん じぎょうぬし ひえいりじぎょう おこな じぎょうしゃ 事業者・・・対象となる事業者は、個人の事業主や非営利事業を行う事業者 も対象となります。たとえば、対価を得ない無報酬の事業を行う じぎょうしゃ ひえいりじぎょう おこな しゃかいふくしほうじん とくていひえいりかつどうほうじん 事業者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も ふく 含まれます。



しゃかいてきしょうへき 社会的障壁•

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ・ 障 害 のある人にとって、 日 常 生活や社会生活を送るうえで



障 壁 (バリア) となるようなもののことです。

じぶつ つうこう りよう しゃかい

①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など) りよう せいど

②制度(利用しにくい制度など)

しょうがい ひと そんざい いしき

③慣行(障 害のある人の存在を意識していない慣 習・文化など)

かんねん しょうがい ひと へんけん (障害のある人への偏見など)

たいしょうぶんや

にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつぜんぱん

ぶんや たいしょう

対象分野・ 日 常生活及び社会生活全般にわたる広い分野が対 象となります。 こようぶんや しょうがいしゃこようそくしんほう

ただし、雇用分野については障害者雇用促進法によります。









しょうがい りゅう きべつ かいしょう ずいしん かん ほうりつ 障害 を理由とする差別の解消の推進に関する法律

りゆう 障害を理由とする差別ってなに?





ふとう きべってきとりあつか 不当な差別的取扱い

りゆう ていきょう ことわ 提供を断ったり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けること。

ごうりてきはいりょ ふていきょう 合理的配慮の不提供

場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(1ページ参照) をなくすために提供される必要かつ合理的な取組をしないこと。



守らなければならないこと

ちなみに、、、この法律では、一般の人が個人的な関係で しょうがい しょう げんろん じょう げんろん で 害のある人と接する場合や、個人の思想、言論といっ たものは対象としていません。

	ふとう きべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりょ 合理的配慮
くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等	きんし 禁止	ごうりてきはいりょ 合理的配慮を おこな 行 わなければなりません。
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 こ じんじぎょうしゃ えぬびーおーとう ※個人事業者やNPO等の ひえいりじぎょうしゃ ふく 非営利事業者も含みます。	きんし禁止	ごうり てきはいりょ おこな 合理的配慮を 行 うよう努 めなければなりません。

そうだんさき ふんそうかいけつ 相談先や紛争解決について

みんかんじぎょうしゃ ※民間事業者による合理的配慮は努力義務です。 また、合理的配慮を行うには、障害のある人や家族 などの意思表明が必要です。

ਫ਼ょうせい そうだんきゃん かつよう じゅうじつ たいせい せいび はか 行 政などの相談機関の活用・充 実により体制の整備を図ることにしています。

そのため、まずはお近くの市町村の相談窓口に また、千葉県には障害者条例に基づく広域専門指導員や地域相談員 がいます。必要に応じて、指導員や相談員が適切な相談窓口をご案内 します。



しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



さべつかいしょうしえんちいききょうぎかい 差別解消支援地域協議会について



障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するためのとのくみ こうかてき えんかつ おこな 取組を効果的かつ円滑に 行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援 ちいききょうぎかい そしき 地域協議会を組織することができるとされています。

身近な地域において、地域協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、地域の実情に応じた差別解消のための主体的な取組を行うことができます。



_{こよう ば} さべっ **雇用の場における差別について**

じょうがい でと はたら かいしゃ みぜ では、かいせいしょうがいしゃ こようぞくしんぼう 管 害のある人が 働 いている会社やお店では、改正 障 害者雇用促進法により、不当な差 かってきとりあっか いが禁止され、合理的配慮の提供を行わなければなりません。

また、障害のある人からの相談に対応する体制の整備をしなければなりません。障害のある人からの苦情は自分達で解決するよう努めなければなりません。

	ふとう きべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	こうりてきはいりょ 合理的配慮
くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたいとう 地方公共団体等	きんし 禁止	ごうりてきはいりょ 合理的配慮を 行わなければなりません。
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 こ じんじぎょうしゃ えぬびーおーとう ※個人事業者やNPO等の ひえいりじぎょうしゃ ふく 非営利事業者も含みます。	きんし 禁止	ごうりてきはいりょ 合理的配慮を 行わなければなりません。



障害のある人もない人も共に なく ない人も共に ない人も共に ない人も共に ない人も共に ない人も共に



- この条例は、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある人に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、障害のある人に対する誤解で偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、障害のある人の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁(バリア)を解消することで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。
- 障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人への理解が不十分なことから生じています。また、差別は、それと気づかずに行われることも多く、様々な立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合い、差別をなくす取組みを進めることが重要です。
- この条例では、県民共通の目標としてなくすべき「差別」を具体的に定めるとともに、差別の解消に向けた3つの仕組みを定めています。



こべつじまん 個別事案 かいけつ しく 解決の仕組み

きべっ もんだい 差別の問題について、

いきそうだんいん こういきせんもん しどういん 域相談員、広域専門指導員

県の委員会が、第三者的

たちば あいだ はい かいけつ はか 立場で間に入り、解決を図

ります。

だれ 誰もが 暮らしやすい 社会づくりを ぎるん 議論する仕組み

様々な関係者が参加する 「推進会議」を設置し、差別の背景にある制度や習慣等について議論し、見直しを進めます。 障害の ある人に やさ しい取組みを ほうえん 応援する仕組み

障害のある人に優しい を対し、障害のある人の理解を広げようと ががいる方を応援します。

県民共通の目標(なくすべき「差別」)

- 1 障害のある人に障害を理由として他の人と異なる不利益な取扱いをしないこと
- 2 **障害のある人の**社会参加を阻む障壁(バリア)を解消すること

障害のある人に対する「差別」の明確化





しょうがい ひと ひと とも く りゅすい 千葉県づくり条例

障害のある人に 対する差別とは①

じょうがい りゅう ちゅう ありえき とりあつか 障害を理由とする不利益な取扱い

(参考) 障害を理由とする不利益な取扱い

(条例第2条第2項)

12 37 11 A C	
ぶくし 福祉 サービス	1 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、 「はたんの意に反して、入所施設における生活を強いること。 こうりてき の 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1
u p _s ;5 医 療	1 合理的な理由なく、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに とまうけん か
しょうひんおよ 商 品及び でいきょう サービスの提供	こうりてき りゅう しょうがい りゅう 合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、
まうどうしゃ こよう 労働者の雇用	本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的 な理由なく、労働者に対し不利益な取扱いをすること。
*** ^j lus 教育	1 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 2 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。
^{たてものとうおよ} 建物等及び こうきょうこうつうきかん 公共交通機関	1 合理的な理由なく、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、 また
ふどうさん とりひき 不動産の取引	ではますがい ひとまた しょうがい ひと どうきょ もの たい などうさん ばいぎゃく ちんたい 障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、不動産の売却、賃貸、 でんたいまた ちんしゃくけん じょうと きょひ 転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、 た ふり ぇ き とりあつか その他不利益な取扱いをすること。
じょうほう ていきょう 情報の提供 とう 等	障害のある人に対して情報の提供をするときや、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。









障害のある人に

こうりてき はいりょ もと そ 5 まこな 合理的な配慮に基づく措置が 行 われないこと

(参考) 合理的な配慮に基づく措置の例

ふくし福祉サービス	ままうかくしょうがい 聴覚 障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて まつめい まつめい まつめい まつめい まつめい まつめい まつめい まつめい
い りょう 医 療	電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番がきたことを知らせること。
しょうひんおよ 商 品 及び ていきょう サービスの 提 供	を動するおきでくな。 電イスを利用するおきでくない。 では、商品陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を渡すこと。
ろうどうしゃ こよう 労働者の雇用	まるまでは、 では、 できずままが、 できますが、 できまれている。 では、 できずますが、 できずますが、 できずまなど、 できまりが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これ
きょう いく 教 育	しょうがいとくない あう でん まょうざい をようさい 管害特性に応じた教材を用意すること。
たてものとうおよ 建物等及び こうきょうこうつうきかん 公 共 交通機関	りょうけいる で こうていき 移動経路で 高低差のある場所にスロープや手すりを整備すること。
ふどうさん とりひき 不動産の取引	重要事項の説明に際し、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
じょうほう ていきょうとう 情報の提供等	東京 できまった。 知的 障害 のある人が理解しやすいように、 資料に写真やふりがなを入れること。

よくある質問

「チーバくん」

しないと、どんな場合でも「差別」となるのですか?

人1 いいえ、条例や法律が適用されない場合もあります。

じょうがい でと ひとり しょうかい ことり できる しゅう できる ひとり こと あいてがた じじょう 障害 のある人のニーズや必要な支援は一人ひとり異なり、相手方の事情もさまざまです。 そのため、形式的に「不利益な取扱い」等に該当する行為をすべて「差別」と位置づける のではなく、「不利益な取扱い」を行わないことや「合理的な配慮に基づく措置」をでうこ とが、社会通念に照らして過重な負担になる場合や、正当な理由がある場合は、適用しません。 どの程度が過重なのかは、個別のケースに応じて、話し合いの中で判断されます。

Q2「差別」をした場合、罰則や罰金があるのですか?

いいえ、ありません。 A2 ょうれい 条 例 では、なくすべき差別を県民の目 標として掲げた上で、話し合いを っさい、お互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつ くるという視点で、できることから一歩ずつ、問題解決を図っていくこと

「チーバくん」

としています。

にようがいしゃ さべつ かん そうだんまとくちいちらん (含和3年5月時点)

圏域	市町村	TEL	FAX	圏域	市町村	TEL	FAX
千葉	千葉市	043-245-5157	043-245-5549	海匝	匝瑳市	0479-73-0096	0479-72-1116
船橋	船橋市	047-436-2343	047-433-5566	- 山武	東金市	0475-50-1167	0475-50-1232
習志野	習志野市	047-453-9206	047-453-9309		山武市	0475-80-2614	0475-80-2650
	八千代市	047-421-6741	047-483-2665		大網白里市	0475-70-0337	0475-72-8454
	鎌ケ谷市	047-445-1307	047-443-2233		九十九里町	0475-70-3162	0475-76-7541
+10	市川市	047-712-8517	047-712-8727		芝山町	0479-77-3914	0479-77-0871
市川	浦安市	047-712-6837	047-355-1294		横芝光町	0479-84-1257	0479-84-2713
	松戸市	047-366-8376	047-366-1138		茂原市	0475-20-1666	0475-20-1610
松戸	流山市	04-7150-6081	04-7158-2727		一宮町	0475-42-1431	0475-40-1056
	我孫子市	04-7185-1631	04-7183-1158		睦沢町	0475-44-2504	0475-44-2527
柏	柏市	04-7167-1136	04-7167-0294	長生	長生村	0475-32-6810	0475-32-6812
野田	野田市	04-7123-1691	04-7123-1095		白子町	0475-33-2113	0475-33-4132
	成田市	0476-20-1539	0476-24-2367		長柄町	0475-35-2414	0475-35-2459
	佐倉市	043-484-6173	043-484-1742		長南町	0475-46-2116	0475-40-5901
	四街道市	043-421-6122	043-421-2676	夷隅	勝浦市	0470-73-6619	0470-73-4283
	八街市	043-443-1649	043-443-1742		いすみ市	0470-62-1117	0470-63-1252
印旛	印西市	0476-33-4136	0476-42-0381		大多喜町	0470-82-2168	0470-82-4461
	白井市	047-497-3483	047-492-3033		御宿町	0470-68-6716	0470-68-7182
	富里市	0476-90-0081	0476-92-2495		館山市	0470-22-3492	0470-23-3115
	酒々井町	043-496-1171	043-496-4541	安房	鴨川市	04-7093-7112	04-7093-7115
	栄町	0476-33-7707	0476-80-1358		南房総市	0470-28-4666	0470-36-4889
	香取市	0478-50-1252	0478-55-1885		鋸南町	0470-50-1172	0470-55-4148
香取	神崎町	0478-79-6919	0478-75-1688	君津	木更津市	0438-23-8499	0438-25-1213
	多古町	0479-76-3185	0479-76-3186		君津市	0439-56-1181	0439-56-1220
	東庄町	0478-79-6919	0478-75-1688		富津市	0439-80-1260	0439-80-1355
海匝	銚子市	0479-24-8968	0479-25-7345		袖ケ浦市	0438-62-3187	0438-63-1310
神匹	旭市	0479-60-2578	0479-60-2579	市原	市原市	0436-23-7036	0436-22-3325

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課窓口 ※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く)9時~17時

千葉県障害者福祉推進課 TEL:043-223-1020 FAX:043-221-3977 Mail:sjourei@pref.chiba.lg.jp

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 相談窓口

※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く)9時~17時

担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX	担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX
中央障害者相談センター(千葉)	043-292-1317	043-291-8488	香取保健所(香取)	0478-52-3613	0478-54-5407
" 船橋分室(船橋)	047-424-0167	043-291-8488	海匝保健所(海匝)	0479-70-1825	0479-73-3709
習志野保健所(習志野)	047-474-1389	047-475-5122	山武保健所(山武)	0475-54-3556	0475-52-0274
市川保健所(市川)	047-377-8854	047-379-6623	長生保健所(長生)	0475-26-1510	0475-24-3419
松戸保健所 (松戸)	047-361-2346	047-367-7554	夷隅保健所(夷隅)	0470-73-4630	0470-73-0904
東葛飾障害者相談センター(柏)	04-7179-1088	04-7165-2423	安房保健所 (安房)	0470-23-6900	0470-23-6694
野田保健所(野田)	04-7123-4418	04-7124-2878	君津保健所(君津)	0438-23-6603	0438-25-4587
印旛保健所 (印旛)	043-486-5991	043-486-2777	市原保健所(市原)	0436-24-2387	0436-22-8068